

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第38号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式付表第1(第5条関係)</p> <p>人事異動通知書(異動内容欄)記載の要領</p> <p>(1) 採用の場合</p> <p>「京都市交通局職員に採用する (企業職第○)○級○号給を給する ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p> <p>(3) 降任の場合</p> <p>「○○により(根拠法令を明らかにする。)○○に降任させる」 又は 「○○を命ずる (企業職第○)○級○号給を給する」</p>	<p>別記様式付表第1(第5条関係)</p> <p>人事異動通知書(異動内容欄)記載の要領</p> <p>(1) 採用の場合</p> <p>「京都市交通局職員に採用する (企業職第○)○級○号給を給する ○○(職種名)を命ずる ○○勤務(又は職名)を命ずる」</p> <p>※ <u>ただし、定年前再任用又は暫定再任用する場合は、以下(39)に定めるとおりとする。</u></p> <p>(3) 降任の場合 <u>(次号及び(5)を除く。)</u></p> <p>「○○により(根拠法令を明らかにする。)○○に降任させる」 又は 「○○を命ずる (企業職第○)○級○号給を給する」</p> <p>(4) <u>管理監督職上限年齢制による降任又は転任の場合</u></p>

「地方公務員法第 28 条の 2 により〇〇  
(職名) に降任 (又は転任) させる。(企  
業職第〇)〇級〇〇号給を給する。」

(5) 特例により管理監督職上限年齢制に  
係る異動期間を延長する場合

「京都市職員の定年等に関する条例第 9  
条第 1 項 (又は第 3 項) により管理監督  
職勤務上限年齢制に係る異動期間を〇年  
〇月〇日まで延長する。〇〇 (職名) を  
命ずる (従前と同一の職を命ずる場合は  
「引き続き〇〇を命ずる。」) 。」

異動期間を再延長する場合

「京都市職員の定年等に関する条例第 9  
条第 2 項 (又は第 4 項) により異動期間  
を〇年〇月〇日まで再延長する。〇〇  
(職名) を命ずる (従前と同一の職を命  
ずる場合は「引き続き〇〇を命ず  
る」) 。」

異動期間を繰り上げる場合

「京都市職員の定年等に関する条例第 9  
条第 1 項 (2 項、3 項又は 4 項) により延  
長した異動期間の期限を〇年〇月〇日に  
繰り上げる。」

異動期間の到来により異動期間の延長  
を終了する場合

「管理監督職勤務上限年齢制に係る異動  
期間の延長事由の消滅により異動期間が  
延長されていない職員となったので通知  
する」

(4) 任命換えの場合

(6) 任命換えの場合

(略)	(略)
<u>(5)</u> 配置換の場合	<u>(7)</u> 配置換の場合
(略)	(略)
<u>(6)</u> 併任の場合	<u>(8)</u> 併任の場合
(略)	(略)
<u>(7)</u> 併任を解除する場合	<u>(9)</u> 併任を解除する場合
(略)	(略)
<u>(8)</u> 兼職の場合	<u>(10)</u> 兼職の場合
(略)	(略)
<u>(9)</u> 兼職を解除する場合	<u>(11)</u> 兼職を解除する場合
(略)	(略)
<u>(10)</u> 代理の場合	<u>(12)</u> 代理の場合
(略)	(略)
<u>(11)</u> 代理を解除する場合	<u>(13)</u> 代理を解除する場合
(略)	(略)
<u>(12)</u> 休職の場合	<u>(14)</u> 休職の場合
(略)	(略)
<u>(13)</u> 復職の場合	<u>(15)</u> 復職の場合
(略)	(略)
<u>(14)</u> 免職の場合	<u>(16)</u> 免職の場合
(略)	(略)
<u>(15)</u> 辞職を承認する場合	<u>(17)</u> 辞職を承認する場合
(略)	(略)
<u>(15 の 2)</u> 公益的法人等への一般職の地方 公務員の派遣等に関する法律による辞職 の場合	<u>(18)</u> 公益的法人等への一般職の地方公務 員の派遣等に関する法律による辞職の場 合
(略)	(略)
<u>(16)</u> 失職の場合	<u>(19)</u> 失職の場合
(略)	(略)

(17) 戒告の場合

(略)

(18) 減給の場合

(略)

(19) 停職の場合

(略)

(20) 懲戒免職の場合

(略)

(21) 職務復帰の場合

(略)

(22) 公益的法人又は他の機関等に派遣する  
場合

(略)

(23) 昇給の場合

(略)

(24) 降給の場合

(略)

(25) 号給を調整する場合

(略)

(26) 職務の級を調整する場合

(略)

(27) 職を付与する場合

(略)

(28) 職を解除する場合

(略)

(29) 昇格の場合

(略)

(30) 降格の場合

(略)

(31) 育児休業を承認する場合

(20) 戒告の場合

(略)

(21) 減給の場合

(略)

(22) 停職の場合

(略)

(23) 懲戒免職の場合

(略)

(24) 職務復帰の場合

(略)

(25) 公益的法人又は他の機関等に派遣する  
場合

(略)

(26) 昇給の場合

(略)

(27) 降給の場合

(略)

(28) 号給を調整する場合

(略)

(29) 職務の級を調整する場合

(略)

(30) 職を付与する場合

(略)

(31) 職を解除する場合

(略)

(32) 昇格の場合

(略)

(33) 降格の場合

(略)

(34) 育児休業を承認する場合

(略)

(32) 配偶者同行休業を承認する場合

(略)

(33) 退職手当を支給する場合

(略)

(34) 定年退職の場合

(略)

(35) 勤務延長の場合

(略)

(36) 再任用の場合

「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定により京都市交通局職員に再任用する。

○級給料月額○○円を給する

○○(職種名)を命ずる

○○勤務(又は職名)を命ずる

任期は○年○月○日までとする」

再任用の任期を更新する場合は

「地方公務員法第 28 条の 4 第 2 項の規定により再任用の任期を○年○月○日まで更新する」

とする。

再任用の任期満了により当然退職する場合は

「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項(又は第 2 項)の規定による任期の満了により退職することとなるので通知する」

とする。

(略)

(35) 配偶者同行休業を承認する場合

(略)

(36) 退職手当を支給する場合

(略)

(37) 定年退職の場合

(略)

(38) 勤務延長の場合

(略)

(39) 定年前再任用又は暫定再任用する場合

「京都市交通局職員に定年前再任用する(又は暫定再任用する)。

○級給料月額○○円を給する

○○(職種名)を命ずる

○○勤務(又は職名)を命ずる

任期は○年○月○日までとする」

暫定再任用の任期を更新する場合は

「暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する」  
とする。

任期満了により退職する場合は

「定年前再任用(又は暫定再任用)の任期の満了により退職することとなるので通知する」

とする。

別記様式付表第 2(第 5 条関係)

人事異動用語表

(36) 再任用 地方公務員法第 28 条の 4  
の規定により職員に採用する場合をい  
う。

別記様式付表第 2(第 5 条関係)

人事異動用語表

(36) 定年前再任用 京都市職員の定年等  
に関する条例定年等に関する条例第 12  
条の規定により採用する場合をいう。

(37) 暫定再任用 地方公務員法の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
備等に関する条例 (令和 4 年 12 月 23 日  
京都市条例第 25 号) 附則第 8 条第 1 項  
又は第 2 項及び第 9 条第 1 項又は第 2 項  
の規定により採用する場合をいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(企画総務部職員課)